

小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理手続要綱

平成28年3月25日 制定

目次

第1章 通則（第1条―第3条）

第2章 届出（第4条―第6条）

第3章 雑則（第7条―第10条）

附則

第1章 通則

（趣旨）

第1条 この要綱は、長野県（以下「県」という。）における小規模施設特定有線一般放送に関する届出書（添付書類を含む。以下「届出書等」という。）の事務処理（以下「当事務処理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 放送法（昭和25年法律第132号）をいう。
- (2) 規則 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）をいう。
- (3) 小規模施設特定有線一般放送 法第133条第1項に規定する一般放送をいう。
- (4) 業務責任者 当事務処理を所管する課長をいう。
- (5) 業務担当者 業務責任者の指示に従い、当事務処理に従事する職員をいう。
- (6) 業務区域 有線一般放送の加入申込があった場合に、加入申込を遅滞なく受諾できる県における区域をいう。
- (7) その他のこの要綱の用語の意義は、法、規則及び行政手続法（平成5年法律第88号）で使用する用語の例による。

（管理簿の作成等）

第3条 業務担当者は、小規模施設特定有線一般放送事業を行う届出一般放送事業者（以下「小特放送事業者」という。）から提出された届出書等により、小規模施設特定有線一般放送事業者管理簿（以下「管理簿」という。）を作成するものとする。

- 2 管理簿は電磁的方法により作成し、検索及び照合が容易となるように整理保管するものとする。この場合において、管理簿に加え、電磁的方法により提出された届出書等も検索及び照合が容易となるように整理保管するものとする。
- 3 業務担当者は、管理簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管理簿の変更を行うこととする。
- 4 業務責任者は、届出のあった業務区域を適切に管理し、業務区域の現状把握に努めるものとする。

第2章 届出

（審査等）

第4条 業務担当者は、届出があったときは、行政手続法の規定に基づき遅滞なく審査を開始するものとする。

2 前項に規定する審査は、次の各号に留意して、その記載事項について行うこととし、条件に適合するものは受理するものとする。なお、電磁的方法による届出の提出を受けた場合にあっては、事前にコンピュータウイルスの点検を行うものとする。

- (1) 代理人による届出又は報告の場合は、その代理の正当性
- (2) 法令に様式の定めのある届出書等については、所定の様式の遵守
- (3) 記載事項及び記載内容に関する不備等
- (4) 添付書類の不備等（別表に掲げるもの）
- (5) 小規模施設特定有線一般放送の要件の合致

3 前項各号により審査を行った結果、不備等のある届出書等については、適宜の方法で届出者等に連絡をとり、補正を求めるものとする。

（届出事務の整理番号）

第5条 小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出を受理した場合の整理番号は、記号「NA」の次に、受理した順に従って「0001」から始まる数字を付すものとする。

2 前項の規定にかかわらず平成28年3月31日までに、国で受理した小規模施設特定有線一般放送事業者の整理番号については、国で付番した整理番号を継続して使用するものとする。

3 整理番号は、届出者に通知するものとする。

4 業務の廃止等により欠番となった整理番号は、補てんしないものとする。

（業務の廃止等）

第6条 業務担当者は、小特放送事業者について、法第135条第1項の規定による廃止届出書又は法第135条第2項の規定による解散届出書を受理したときは、管理簿に「本届出は、抹消」と記載するものとする。

2 抹消日は前項の届出書を受理した日とする。

3 業務担当者は、廃止又は解散の届出書を受理したときは、届出者に対して、不要となる有線電気通信設備について速やかに撤去するよう通知するものとする。

第3章 雑則

（国との情報連携）

第7条 知事は、国から、当事務処理により取得した届出書等に含まれる情報の提供を求められた場合は、届出書等に含まれる情報のうち、法に定める小規模施設特定有線一般放送に係る事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められる情報については、書面を取り交わしたのち、情報を提供することができる。

2 知事は、国に対し、法に定める小規模施設特定有線一般放送に係る事務を処理するために必要な限度で、書面を取り交わしたのち、情報の提供を求めることができる。

3 前2項に定める情報の提供及び情報の提供の求めは長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）及び関連規則等に従い行うものとする。

(業務の停止命令等)

第8条 法第174条に規定する業務の停止に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の提出要求)

第9条 法175条に基づく資料の提出要求及び報告書等の処理は、適宜の様式により行うものとする。

(受信契約者数の記録の提出)

第10条 規則第169条に基づく小特放送事業者からの受信契約者数の記録の提出は、省略することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表) (第4条関係)

申請等提出書類一覧

事 由	提 出 書 類
<p>小規模施設特定有線一般放送の業務を行おうとするとき</p> <p>【法第133条第1項、規則第141条・第143条】</p>	<p>小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書（規則別表第四十の二号）</p> <p>【正・副2部（添付書類は1部のみ）】（様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能）</p> <p>以下の書類等を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し
<p>届出した小規模施設特定有線一般放送業務開始届に記載した事項を変更しようとするとき</p> <p>【法第133条第2項、規則第144条】</p>	<p>小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届（規則別表第四十一の二号）</p> <p>【正・副2部（添付書類は1部のみ）】（様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能）</p> <p>以下の書類等を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為・届出者が法人以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し <p>※当該変更により、届出時に提出した書類に変更が生じる場合、新たに許可等が必要となる場合に限る。</p>
<p>小規模施設特定有線一般放送事業者の地位を承継したとき</p> <p>【法第134条第2項、規則第145条】</p>	<p>小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書（規則別表第四十二の二号）</p> <p>【正・副2部（添付書類は1部のみ）】（様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書面及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面 ・ 承継に伴い、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分等が必要とする場合には、当該承継に係る部分の当該処分等の事実を証する書面
<p>小規模施設特定有線一般放送の業務を廃止したとき</p> <p>【法第135条第1項、規則第146条第1項】</p>	<p>小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書（規則別表第四十三の二号）</p> <p>【1部のみ】（様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能）</p>
<p>小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人が解散したとき</p> <p>【法第135条第2項、規則第146条第2項】</p>	<p>小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書（規則別表第四十四の二号）</p> <p>【1部のみ】（様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能）</p>